

『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』

- * 平成10年9月25日参議院で可決成立
- * 平成11年4月1日施行
- * [伝染病予防法][性病予防法][後天性免疫不全症候群の予防に関する法律]を含め、国際化・新感染環境に適する新法を、患者の人権に配慮し制定された。

国民の責務の他、特に歯科技工に関連する部分

第3条（国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、感染症の病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権の保護に配慮しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。
- 3 国は、感染症に関する情報の収集及び研究の推進、感染症の病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連係を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに

努めなければならない。

第4条（国民の責務） 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

第5条（医師等の責務） 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めなければならない。

- 2 病院、診療所、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第68条 感染症の患者であるとの人の秘密を業務上知り得た者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときには、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。